平成26年9月2日 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会

「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について(公表)

当法人は、国家公務員法等の規程に関し、国家公務員であった者が法人の役員として再 就職する場合に事前に政府に届出を行うことが必要な「国と特に密接な関係がある法人」 に【該当しません】ので、その旨公表いたします。

[本件連絡先]

電 話: 03-5939-7021 FAX: 03-5641-1213 電子メール: jsad-soumu@jsad.or.jp

(参考) 国家公務員法等の規定

- ○国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 106 条の 24 第 1 項第 4 号
- 〇独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 54 条の 2 第 1 項において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 1 項第 4 号
- ○職員の退職管理に関する政令(平成20年政令第389号)第32条
- ○特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令(平成20年政令第390号)第18条
- ○職員の退職管理に関する内閣官房令(平成20年内閣府令第83号)第9条
- ○特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣官房令(平成 20 年内閣府令第 84 号) 第8条